

JR藤森地区 バリアフリー 移動等円滑化基本構想

「概要版」



平成 26 (2014) 年 3 月
京 都 市



京都市長

門川 大作

京都市では、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けて、駅及び周辺道路等のバリアフリー化を重点的、一体的に推進するため、「JR 藤森地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定しました。

今後は、この基本構想をもとに、公共交通事業者や関係行政機関と連携して、多くの皆様の永年にわたる切実な御要望であるJR 藤森駅へのエレベーターや運行情報設備の整備、さらには駅周辺道路の段差解消などを着実に推進してまいります。

平成 26 年 3 月

●JR 藤森地区におけるバリアフリー化の流れ

重点整備地区の区域の設定

重点整備地区^{*1}の区域の設定の考え方

1

JR 藤森駅及びその周辺に立地し、多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設（生活関連施設）を抽出します。

2

「生活関連施設」相互を結ぶ道路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき道路（生活関連経路）を設定します。

3

「生活関連施設」や「生活関連経路」を含む区域を「重点整備地区」として設定します。

JR 藤森地区における重点整備地区の区域の設定

1 生活関連施設の抽出

次の施設をJR 藤森地区における「生活関連施設」として抽出しました。

区分	名称	摘要
官公庁施設	JR 藤森駅（JR 西日本） 墨染駅（京阪電気鉄道）	●1日の平均利用者数が3,000人以上である旅客施設（特定旅客施設）
旅客施設	伏見区深草総合庁舎	
医療施設	京都医療センター	●多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設
教育施設	京都教育大学 京都教育大学附属特別支援学校	

2 生活関連経路の設定 [2ページ参照]

JR 藤森地区の「生活関連経路」として6路線を設定しました。

3 重点整備地区の区域の設定 [2ページ参照]

上記 1 の生活関連施設と 2 の生活関連経路を含む区域をJR 藤森地区の「重点整備地区」として設定しました。

バリアフリー化の概要

4 バリアフリー化の概要 [3~5ページ参照]

公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などがJR 藤森地区において実施するバリアフリー化整備の概要や目標年次、ソフト対策の推進等について定めました。

●重点整備地区の区域



※黄色文字は生活関連施設

生活関連経路①

段差・勾配の改善

生活関連経路④～⑥

歩行空間の明確化

生活関連経路②③

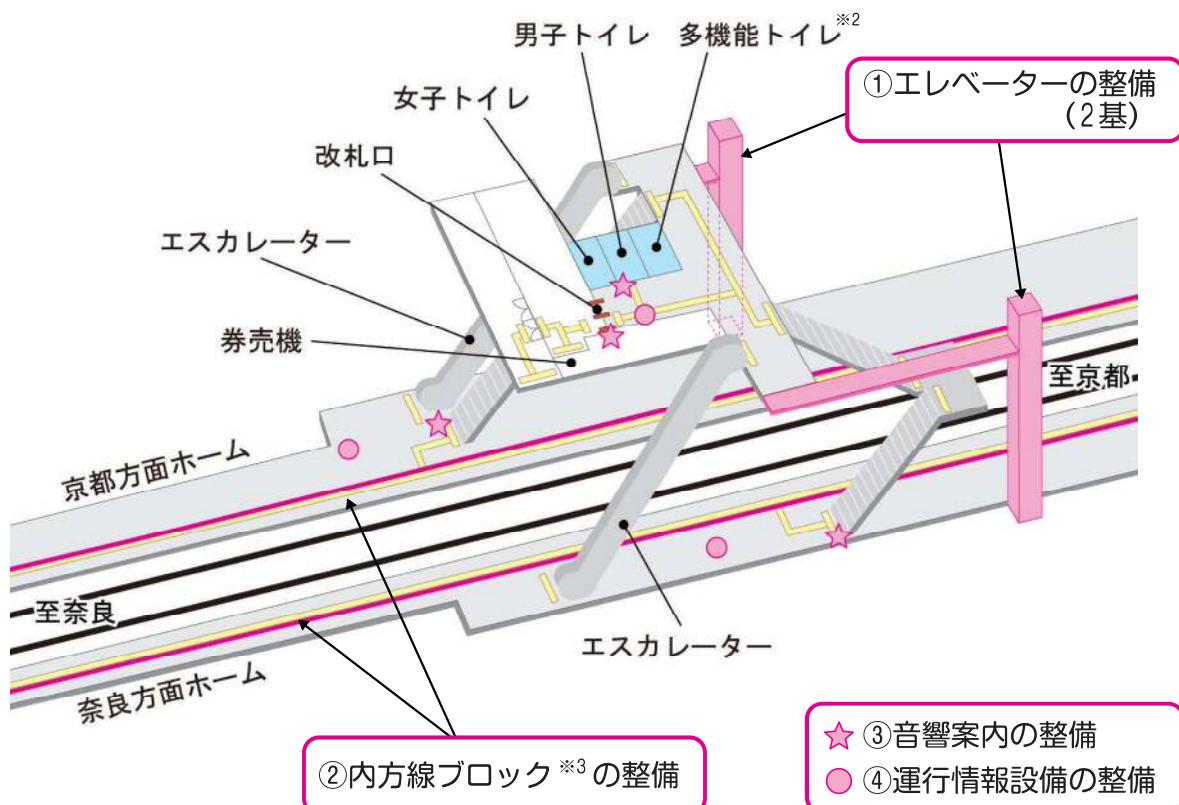
段差・勾配の改善
歩行空間の明確化

凡 例

旅客施設（鉄道・軌道）	教育施設	商業施設	重点整備地区
官公庁施設	観光・文化施設	交番	生活関連施設
福祉施設	都市公園	バス停	① 生活関連経路
医療施設	公益サービス施設	歩道	

●旅客施設のバリアフリー化の概要

[JR藤森駅]



公共交通事業者(鉄道事業者等)は、基本構想に基づき、駅等のバリアフリー化を行います。

	事 業 内 容	旅 客 施 設 名	事 業 主 体	目 標 年 次
公共 交通 特 定 事 業 ※4	①エレベーターの整備 (2基)	JR 藤森駅	JR 西日本	平成 27 年度末までに実施
	②内方線ブロックの整備			
	③音響案内の整備			
	④運行情報設備の整備			
	⑤長期的な課題の検討	JR 藤森地区 内の旅客施設	JR 西日本 京阪電気鉄道	継続して実施を検討

※公共交通特定事業の実施に当たっては、国、京都府、京都市が協調して必要な助成を行います。

●道路のバリアフリー化の概要

道路管理者は、基本構想に基づき、道路のバリアフリー化を行います。

	経 路 路 線 名	事 業 内 容	目 標 年 次
道路特定事業 ※5	生活関連経路① 主要府道 大津淀線 (大岩街道)	段差・勾配の改善	平成 26 年度末までに実施
	生活関連経路② 一般市道 本町通	段差・勾配の改善	
	生活関連経路③ 一般市道 深草緯 112 号線 一般市道 深草緯 112-1 号線	歩行空間の明確化	
	一般市道 墨染町通 生活関連経路④ 一般市道 六地蔵竹田線 (墨染通)		平成 32 年度末までに実施
	生活関連経路⑤ 一般市道 深草経 67 号線	歩行空間の明確化	
	生活関連経路⑥ 一般市道 深草緯 156 号線		
その他の取組 ※6	— 生活関連経路以外の道路	他の事業や維持管理の中で可能な限りバリアフリー化	継続して実施を検討

●交通安全施設などのバリアフリー化の概要

京都府公安委員会は、今後、基本構想に基づき、交通安全特定事業^{※7}を実施するための計画（交通安全特定事業計画）を策定し、実施します。

●その他のバリアフリー化の取組に関する概要

路外駐車場のバリアフリー化

路外駐車場管理者は、駐車場法等に基づき路外駐車場を設置するときは、「路外駐車場移動等円滑化基準」、「京都府福祉のまちづくり条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、バリアフリー化を図ります。

都市公園のバリアフリー化

公園管理者は、「重点整備地区」内の都市公園において、維持管理などを行う中で設備の改善を図るなど、長期的な取組としてバリアフリー化を図ります。

建築物のバリアフリー化

建築主は、建築物の建築に当たり、「バリアフリー法」や「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。

また、京都市は、バリアフリー化の推進に当たり、適切な助言・指導を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」の考え方方に沿った基準を満たした建築物を顕彰します。

情報案内設備に関する検討

情報案内設備（文字、音声）の整備については、JR藤森駅、周辺の道路、建築物などにおいて、関係事業者と調整を図り、また、障害者団体等の意見も聴きながら、移動等円滑化整備ガイドラインに沿った整備を進めます。さらに、災害などの非常時における、緊急情報表示などのあり方については、長期的な施策も含めた検討を行います。

●「みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づくソフト対策の推進

「心のバリアフリー」の推進

高齢者や障害のある方をはじめ、すべての方が安心・安全で円滑に移動できるようにするためには、施設の整備(ハード面)だけでなく、ソフト面での対策が必要です。高齢者や障害のある方などに対する市民の理解を深め、積極的な手助けが行えるよう、公共交通事業者、行政機関などが連携し、広報啓発や教育・研修等を展開するなど、心のバリアフリーを推進します。

「情報バリアフリー」の推進

公共交通を利用する際の移動に関する情報は、日常生活の利便性の向上、豊かな生活や活力ある地域社会の実現に大きく寄与しており、また、非常時の安全の確保の観点からも、欠かすことができないものであることから、情報の発信に当たっては、次の点に配慮します。

- ① 情報の発信者は、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違い等に関係なく入手できるよう、複数の手段により、分かりやすく発信するよう努めます。
- ② 情報を一方的に発信するだけでなく、様々な人からの意見や提案を、施策や事業に反映させるなどの双方向性を踏まえて進めます。

●バリアフリー化事業の完了までの流れ

JR 藤森・深草地区バリアフリー
移動等円滑化基本構想策定連絡会議
(H25.5.30 設置)

第1回連絡会議 (H25.5.30)
現地踏査

※特定事業以外の事業についても、可能な限り平成32年度までに完了するよう努めるとともに、平成33年度以降を含めた長期的な取組も進めていきます。

第2回連絡会議 (H25.8.20)

※全市的なバリアフリー化事業の進ちょく状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを順次更新し、情報を発信します。

第3回連絡会議 (H25.11.5)

※JR 藤森地区と深草地区の基本構想の策定に当たっては、合同で連絡会議を開催し、検討しました。

市民意見募集 (パブリックコメント)
(H25.11.21～12.20)

第4回連絡会議 (H26.2.21)

特定事業計画の方針の検討

移動等円滑化基本構想策定
(H26.3)

H26年度以降

連絡会議

特定事業計画の作成
⇒バリアフリー化に関する計画
●公共交通特定事業計画（公共交通事業者）
●道路特定事業計画（道路管理者）
●交通安全特定事業計画（公安委員会）

その他の取組
●道路の改修や維持管理等における道路環境の改善
●ソフト対策の推進による長期的な取組など

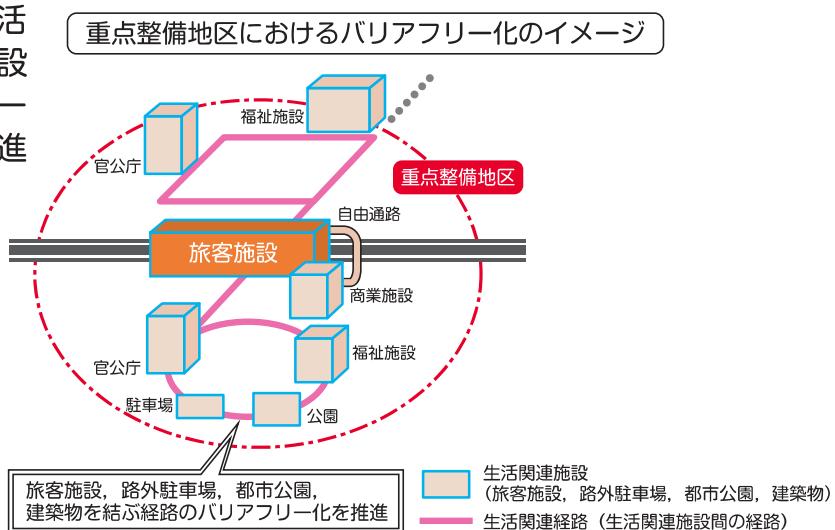
事業着手
⇒バリアフリー化の工事等の実施

事業完了
目標年次：平成32年度

●用語解説

※1 重点整備地区

「生活関連施設」及び「生活関連経路」を含み、旅客施設及び周辺道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区です。



※2 多機能トイレ

車いすで利用できる広さがあり、手すり、オストメイト対応設備、おむつ交換シート及びベビーチェア等を備えており、高齢者や障害のある方、子ども連れの方等、多様な方が利用できるトイレのことです。

※3 内方線ブロック

ホームからの転落防止のために設置する1本の線状突起があるブロックのことで、視覚障害のある方が、どちら側がホームの内側なのか、足で判断できるようにしたものです。



※4 公共交通特定事業

公共交通事業者(鉄道事業者等)が、エレベーターの整備等により、「重点整備地区」内の旅客施設や車両のバリアフリー化に向けて実施する事業です。

※5 道路特定事業

道路管理者が、歩道の段差や勾配の改善等により、「重点整備地区」内の道路のバリアフリー化に向けて実施する事業です。

※6 その他の取組

「重点整備地区」内において実施される他の事業やソフト施策等の取組です。

※7 交通安全特定事業

公安委員会が、信号機への視覚障害者用付加装置の整備や違法駐車の取締りの実施等により、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けて実施する事業です。



【表紙について】

表紙のデザインは、市民がお互いを理解し、助け合う「心のバリアフリー」を推進するため、「心」の文字をデザイン化したものです。

発行：京都市都市計画局歩くまち京都推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3483 FAX 075-213-1064

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/51-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



歩くまち 京都

検索 